

グループホーム愛生の運営規程

第1条 医療法人愛生会が開設する、認知症対応型共同生活介護事業所愛生（グループホーム愛生）が、実施する認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症の状態にある者（当該認知症に伴って著しい精神症状を呈する者及び当該認知症に伴って著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「利用者」という。）について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

- 第3条 認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- 2 認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
 - 3 認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
 - 4 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 - 6 提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 7 正当な理由なく認知症対応型共同生活介護の提供を拒まない。
 - 8 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

（名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム 愛生
- (2) 所在地 人吉市二日町2番地

（共同生活住居の戸数及び利用定員）

第5条 本事業所の共同生活住居の戸数（ユニット数）及び利用定員は次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------|
| 1、戸数（ユニット数） | 2戸（2ユニット） |
| 2、利用定員 | 18名（1ユニット9名） |

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第6条 従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名以上（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び、認知症対応型共同生活介護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 1名以上（常勤・兼務）
計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当する。
- (3) 介護従業者 14名以上（兼務含む）

介護従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護は、要介護者であつて、認知症の状態にある者を対象に共同生活をおくる住居を準備し、利用者3人に1人の介護職員を配置(夜間は夜勤)し、共同生活介護を提供する

- 1、入浴の介助(週の入浴回数、介助浴、清拭等の内容を記載)
- 2、排泄の介助
- 3、食事の提供及び介助
- 4、機能訓練(内容を記載)
- 5、その他日常生活上の世話、日常生活動作の介助

(介護等)

第8条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護をうけさせないものとする。
- 3 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第9条 本事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めるものとする。

- 2 本事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについてその者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする
- 3 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第10条 認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、法定代理受領分であるときは、その1割の額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬上の額とする。(平成30年8月1日より、認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、法定代理受領分であるときは、介護保険負担割合証に記載された割合(1割または2割または3割)をその額とし、法定代理受領分以外の場合には介護報酬上の額とする。)但し、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

- 2 食材料費 (別紙重要事項説明書に記載)
- 3 水道光熱費 1日 (別紙重要事項説明書に記載)
- 4 家賃 1日 (別紙重要事項説明書に記載)
- 5 上記2～4に係る費用の徴収に際しては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。
- 6 施設で用意する「おむつ」を使用する場合は、各個人の利用に応じて自己負担となり、別紙に定める金額を負担していただきます。
- 7 その他に日常生活に係る費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又はその家族に説明をし、同意を得たものに限り徴収する。

(内容の説明及び手続きの説明及び契約の締結等)

第11条 本事業所は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び認知症対応型共同生活介護の提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第12条 利用者が認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際に、留意する事項は次のとおりとする。なお本項についてサービス提供時に利用者に通知するものとする。

- ① 所持品の持込の際は、記名をお願いします。(貴重品の持込はなるべくご遠慮ください。又写真・使い慣れたお湯呑・茶碗・箸等あればご持参下さい。)

- ② 共同生活上、ホーム内では、禁煙となっております。また、敷地内も禁煙となっております。
- ③ ベッドは、こちらで用意致しますが、寝具・着替え等については、ご持参ください。
- ④ 来訪・外出・外泊については、自由です。(但し、届出が必要) 又、就寝後の夜間帯の来訪については、ご連絡ください。

(入退居)

第13条 認知症対応型共同生活介護への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

- 2 入居者が入院治療を要する場合は、他の介護保険施設、病院又は利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行うなど、必要な措置を講ずる。
- 3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動制限を行わない。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。
- 6 利用者の退居に際しては、利用者及び家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(入退居の記録)。

第14条 本事業所は、利用者が入居に際しては入居の年月日及び共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を利用者の被保険者証に記載するものとする。

(受給資格等の確認)

第15条 本事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめる。

- 2 本事業所は、利用者が提示する被保険者証に、要介護等の認定又は指定居宅サービス提供に係る認定審査会の意見の記載がある場合には、その趣旨及び内容に沿って認知症対応型共同生活介護の提供を行う。

(要介護認定申請に係る援助)

第16条 本事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供に際し、要介護認定を受けていない利用者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう利用者の援助をする。

- 2 本事業所は、指定居宅サービス計画が利用者に対して行われていない等、場合にあって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第17条 本事業所の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標の達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成するものとする。
- 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明するものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護の活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

- 6 第2項から第4項までの規程は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。

(定員の遵守)

第18条 本事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関)

第19条 本事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関及び歯科医療機関を次の通り定める。

1 協力医療機関

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 医療機関 | 外山内科 |
| 所在地 | 人吉市二日町22 |
| (2) 医療機関 | 愛生記念病院 |
| 所在地 | 人吉市南泉田町89 |

2 協力歯科医療機関

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 医療機関 | 熊埜御堂歯科医院 |
| 所在地 | 人吉市上青井町140-36 |

(衛生管理)

第20条 本事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 本事業所は、本事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 感染防止に関する委員会を設置する。また、委員会は定期的に開催し、その結果について介護職員その他従業者への周知徹底を図る。
 - (2) 感染防止に関する指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他従業者に対し、感染防止の為の研修を年2回以上実施する。
 - (4) 感染症が発生した場合は、医療職その他法人内のその他の事業所と連携を取り、適切な措置を講じる。

(緊急時等における対処方法)

第21条 本事業所の従業者は、現に認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医や予め事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第22条 利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第23条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震に対処する計画に基づき、又消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常対策を行う。

- (1) 防火管理者は、愛生会防火管理者を当て、火元責任者には事業所管理者を当てる。
- (2) 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主に点検を行う。
- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

(7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第25条 当該利用者、又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 1 本事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人又はその他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得て行うものとする。
- 3 身体拘束を行った場合は、連携する医師や身体拘束委員会の担当者を中心に十分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過観察を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力する。
- 4 本事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする
 - (1) 身体拘束適正化の対策を検討するため、委員会を設置する。また、身体拘束委員会は3か月に1回以上開催し、その結果について、介護職員その他従業者への周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他従業者に対し、身体拘束適正化のための研修を年2回以上実施する。

(虐待防止)

第26条 本事業所は、利用者の人権を守り、安全で安心した暮らしを確保するため、次に掲げる高齢者虐待の防止等に関する措置を講ずるものとする。

- 1 高齢者虐待の防止等に関する委員会を設置する。また、委員会は定期的開催し、その結果について介護職員その他従業者への周知徹底を図る。
- 2 高齢者虐待の防止等に関する指針を整備する。
- 3 介護職員その他従業者に対し、高齢者虐待防止の為の研修を年2回以上実施する。

(利用者に関する市町村への通知)

第27条 本事業所は、認知症対応型共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 1 正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又受けようとしたとき。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第28条 本事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(秘密保持)

第29条 本事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさな

い。

- 2 本事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
又従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 本事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合には利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合には当該家族の同意を予め文章により得ておく。

(調査への協力等)

第30条 本事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(会計の区分)

第31条 本事業所は、認知症対応型共同生活介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第32条 本事業所は、設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 本事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する(電磁的記録を可能とする)。

(その他運営に関する留意事項)

- 第33条 事業所は全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 本事業所は、認知症対応型共同生活介護の事業の会計と、その他の事業の会計を区分する。
 - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人愛生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
 - 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとし、就業規則第15条の2 職場におけるハラスメントの禁止の通り定める。

付則) この規程は平成15年10月 1日 から施行する。

この規程は平成18年 3月 1日 変更

この規程は平成26年 1月 1日 変更

この規程は平成27年 4月 1日 変更

この規程は平成27年 7月 1日 変更

この規程は平成30年 4月 1日 変更

この規程は平成30年 5月 1日 変更

この規程は令和元年 5月 1日 変更

この規程は令和元年 10月 1日 変更

この規程は令和2年 4月 1日 変更

この規程は令和3年 4月 1日 変更